

「しらとり指定居宅介護支援事業所」
重要事項説明書

社会福祉法人 征峯会
総合相談支援センターしらとり
筑西市上平塚 590 番地の 1
電話 0296-28-1277

当事業所は介護保険の指定を受けています

茨城県指定

(第0872700042号)

当事業所は、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概況や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

目次

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	職員の配置状況	3
4.	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5.	秘密の保持	6
6.	サービスの利用に関する留意事項	7
7.	苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 経営主体 社会福祉法人 征峯会
- (2) 所在地 筑西市上平塚590番地の1
- (3) 電話番号 0296-28-1277
- (4) 代表者名 渡辺和成
- (5) 設立年月日 昭和61年11月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・平成17年3月28日
※当事業所は特別養護老人ホームしらとりに併設されています。
茨城県 第0872700042号

- (2) 事業所の目的 指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に居宅介護支援サービスを提供いたします。

- (3) 事業所の名称 しらとり指定居宅介護支援事業所
- (4) 所在地 筑西市上平塚743番地の5
- (5) 電話番号 0296-45-6166
- (6) 事業所長(管理者) 佐藤 直美
- (7) 開設年月日 平成17年 3月28日
- (8) 通常の事業実施区域 筑西市、結城市
- (9) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分
休日	日曜日・年末年始(12月30日～1月3日)

※利用者様の都合によりサービスを提供する場合があります。

営業時間外でも電話での対応等をさせていただきます。ただし、担当の介護支援専門員が休みの場合もあります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	(1)	(1)
3. 居宅介護支援員	2以上	1

() 兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

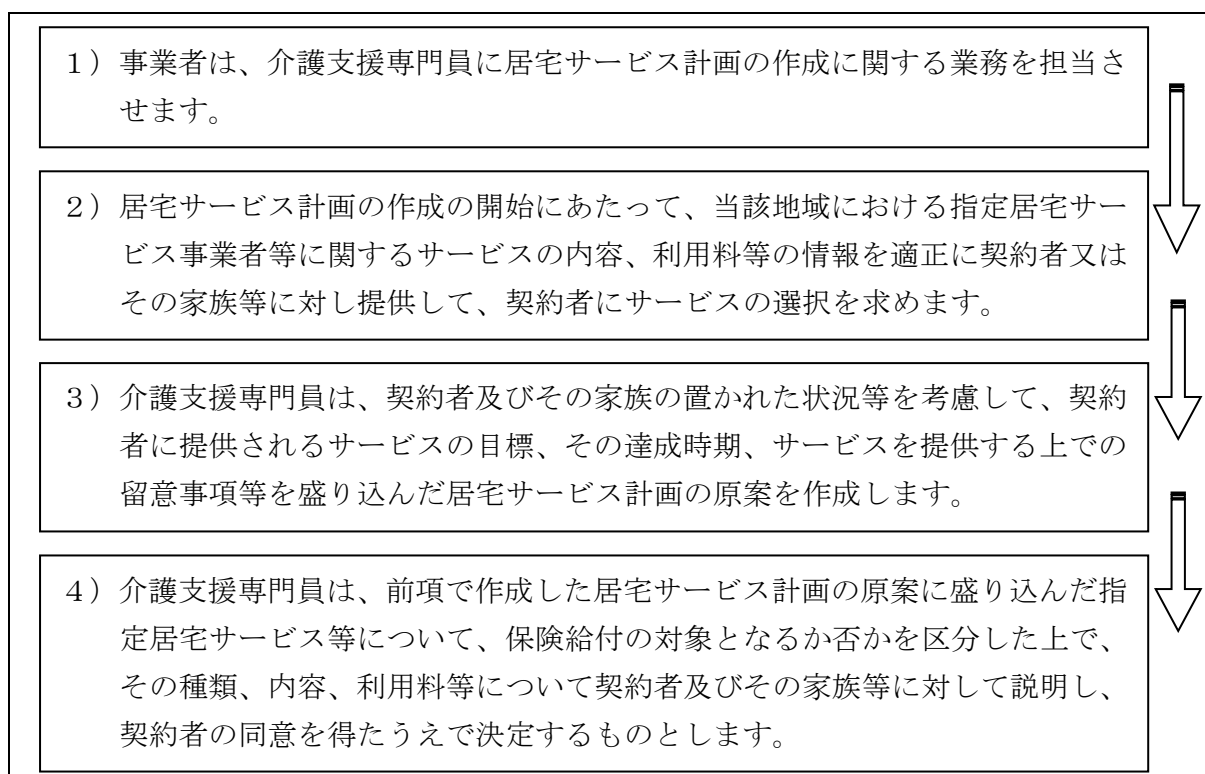
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成の際は、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所を位置づけした理由を求めることも可能です。

【居宅サービス計画の作成の流れ】



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤医療機関との連携

ご契約者が医療機関に入院した場合には、医療機関との連携促進のため、利用者等より担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供していただきます。また、当居宅介護支援事業所にも入院したことを申し出てください。

⑥事業所の提供割合

前6ヶ月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）についてご希望があれば書面で説明いたします。

⑦他機関との各種会議等

- 1) 利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- 2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得たうえで、テレビ電話等を活用して実施します。

⑧業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

⑨感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知します。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

⑩虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとし）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- 2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- 4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

<サービス利用料金>

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

基本料金	要介護1～2	11,088円
	要介護3～5	14,406円
加算	初回加算	3,000円
	特定事業所加算(I/II/III/A)	5,298円/4,298円/ 3,297円/1,163円
	特定事業所医療介護 連携加算	1,276円
	入院時連携加算(I)(II)	2,552円/2,042円
	退院・退所加算(I)イ(I) ロ(II)イ(II)ロ(III)	4,594円/6,126円/ 6,126円/7,657円9,189円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,084円
	通院時情報連携加算	510円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円
	特定事業所集中減算	-2,000円

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

- ・事業所から片道おおむね5km未満 500円
- ・事業所から片道おおむね5km以上10km未満 1,000円
- ・以降、片道おおむね5km増すごとに500円を加算

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前期(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までにお支払いください。

※介護保険料未払い等がない限り、当施設からお支払いの請求をすることはありません。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用予定前に、ご契約者の都合により、居宅介護支援サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

5. 秘密の保持

- (1) 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしま

せん。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業所からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。但し、その場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情の受付窓口（担当者）

介護支援専門員 佐藤 直美

○受付時間 02 8：30～17：30

(2) 行政機関その他の苦情受け付け機関

○茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029-301-1565

○筑西市介護保険課

電話 0296-22-0528

○筑西市高齢福祉課

電話 0296-24-2111

○結城市介護保険課

電話 0296-32-1111

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者への説明・同意について、ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。イ 利用者等の署名・押印について求めないことが可能とします。

令和 年 月 日

事業者名 しらとり指定居宅介護支援事業所
所在地 筑西市上平塚743番地の5
管理者 佐藤直美
説明者

印

令和 年 月 日

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供の開始に同意します。

契約者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

(続 柄)